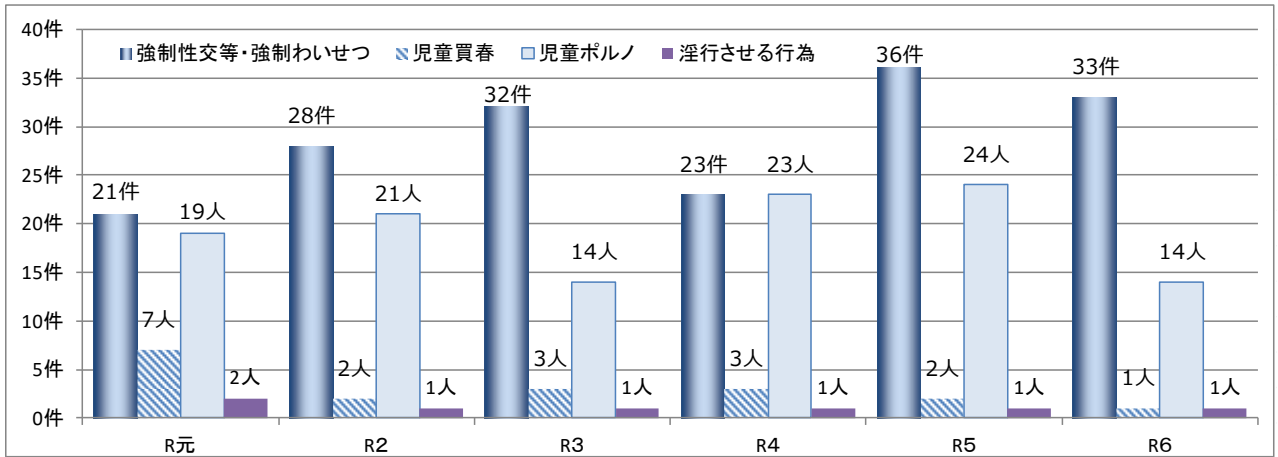


子どもの性被害と条例の適用状況について

県民文化部子ども若者局次世代サポート課

1 子どもの性犯罪被害の状況（長野県警察が認知・検挙した件数）



(県内)

法律・条例	違反種別	R元	R2	R3	R4	R5	R6	備考
刑法	強制性交等・強制わいせつ (※)R5以降は不同意性交等・不同意わいせつを含む	21件	28件	32件	23件	36件	33件	認知件数
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春	7人	2人	3人	3人	2人	1人	被害児童数
	児童ポルノ	19人	21人	14人	23人	24人	14人	
児童福祉法	淫行させる行為	2人	1人	1人	1人	1人	1人	
長野県子どもを性被害から守るための条例	威迫等による性行為	0件	0件	0件	0件	0件	0件	検挙件数
	深夜外出	0件	0件	0件	0件	0件	0件	

(※) 条例は年度単位で、それ以外は暦年

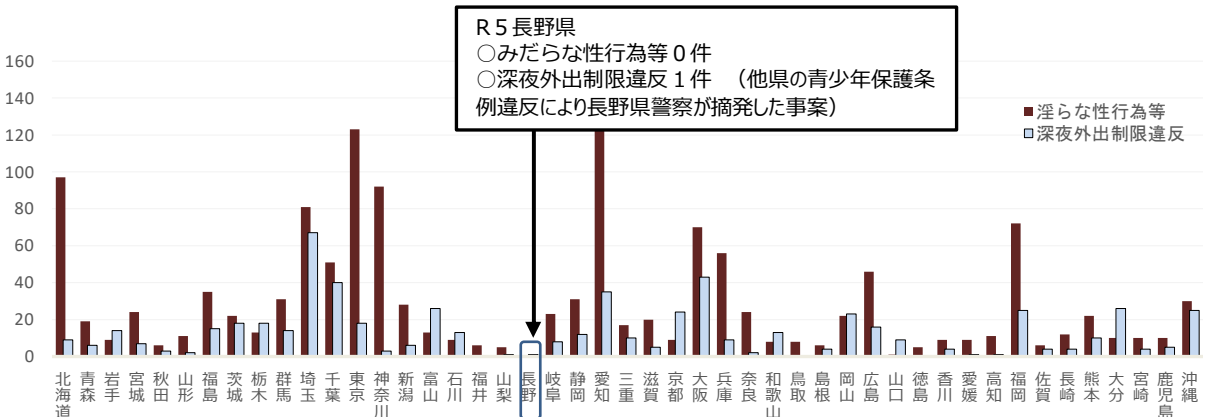
(全国)

刑法	強制性交等・強制わいせつ (※)R5以降は不同意性交等・不同意わいせつを含む	2795件	2437件	2581件	2776件	3703件	5073件	認知件数
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春	562人	379人	408人	422人	390人	283人	被害児童数
	児童ポルノ	1559人	1320人	1458人	1487人	1444人	1265人	
児童福祉法	淫行させる行為	136人	152人	102人	78人	69人	53人	
都道府県の青少年保護育成条例等	みだらな性行為等	1691件	1606件	1589件	1486件	1359件	773件	検挙件数
	深夜外出	893件	861件	705件	665件	603件	552件	

(※) 刑法は20歳未満、その他の法律・条例は18歳未満の件数を記載

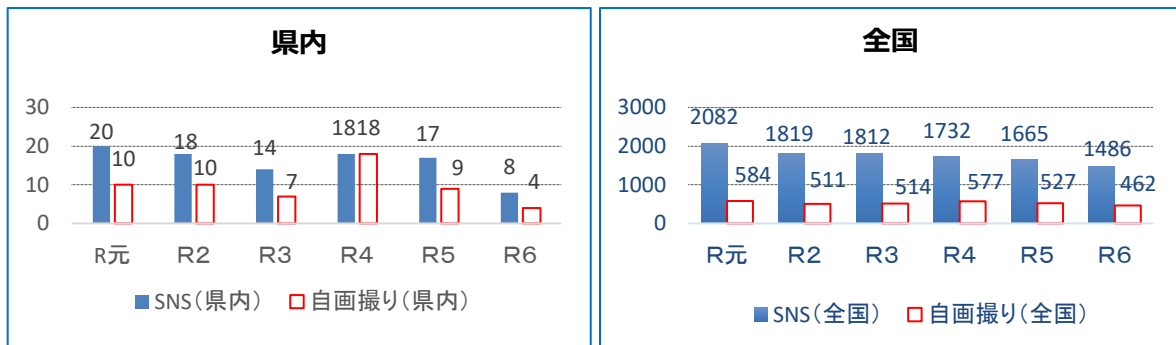
○ 都道府県警察別の青少年保護育成条例等の検挙件数（R5暦年のグラフ）

R5全国 みだらな性行為等 1,359件 深夜外出制限違反 603件



(R6暦年の都道府県警察別件数は警察庁公表前につきデータなし)

【参考】SNSに起因する事犯の被害児童数(※1)及び児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数(※2)の推移



(※1) 対象犯罪：児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、青少年保護育成条例、重要犯罪（殺人や不同意性交等、逮捕監禁）等

(※2) 児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数の中にはSNSに起因しない被害も含まれる。（警察庁統計）

2 長野県子どもを性被害から守るための条例 適用状況（再掲）

令和6年度に、長野県警察から県へ情報提供のあった威迫等による性行為等（条例第17条第1項）及び深夜外出制限（条例第18条第2項）の違反事案はいずれも0件。

また、威迫等に該当しない性行為等（いわゆる第2類型）の事案の報告についても0件。

内 容	長野県警察から県へ情報提供のあった事案（情報提供の時期で集計）								
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
威迫等による性行為等 （条例第17条第1項）	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
深夜外出制限違反 （条例第18条第2項）	0件	2件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
威迫等に該当しない性行為等 （本県罰則なし：第2類型（※））	2件	2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件

(※) 青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為

3 長野県性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）の相談状況（R6年度）

新規相談件数106件のうち、被害時年齢が18歳未満であった相談は40件となっている。

事案に対してセンターが行った対応について、令和7年5月28日開催の長野県性暴力被害者支援センター運営懇談会に報告し、委員から助言・指導を受けている。

区分	意思に反する 性交等	意思に反する わいせつ	監護者わいせつ・ 監護者性交	その他 (DV・ストーカー・ ハラスメント等)・不明	合計
被害時年齢が18歳 未満の件数	13件	19件	5件	3件	40件

注) 上記区分は相談内容から判断したもの（警察認知ではない）

4 長野県内の児童相談所の状況

令和6年度の児童虐待相談対応件数は2,833件であり、うち性的虐待は26件となっている。（速報値）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
相談対応件数	2,825件	2,651件	2,697件	2,774件	2,833件
うち性的虐待	21件	22件	28件	28件	26件

令和7年度 子どもを性被害から守るための取組関係事業

県民文化部こども若者局次世代サポート課まとめ

項目		事業名等	R7年度事業内容	R6年度の実績	R7当初予算額 (千円)	R6当初予算額 (千円)	担当課
子 ど も の 性 被 害 の 未 然 防 止	人 権 教 育 ・ 性 教 育 の 充 実	1 デートDV防止セミナー	・ 学生等の若年層に対して、デートDVを防止するため、男女共同参画センターが教育機関と連携しながら研修を実施	・ 高等学校等生徒向け : 9校（受講者1,028人）	378	378	人権・男女共同参画課
		2 子どもの性被害予防のための取組支援事業	・ 子どもの性被害予防のための県民の自主的な学びを引き続き支援	・ 合計185回（参加者数：延べ21,768人） 性教育： 33回 参加者 2,231人 人権教育： 35回 参加者 1,533人 子どもの権利教育： 13回 参加者 1,373人 情報モラル教育： 104回 参加者 16,631人	4,074	4,118	次世代サポート課
		3 わいせつな行為根絶のための特別対策の推進	・ 「教職員の非違行為防止に向けた今後の対策」（R6.3）の着実な実施 ・ 校内・校外研修においてワークショップ形式の研修や専門家による研修の実施 ・ 教職員が守るべき校内ルールの周知 ・ 自己分析支援チェックシートの実施 ・ コンプライアンスアドバイザーの運営 ・ 県立学校において児童生徒性暴力が疑われる場合に、専門家の協力を得た調査の実施	・ 全教職員を対象に研修を実施 ・ すべての公立学校で、教職員が守るべき校内ルールを明文化し、児童・生徒や保護者へ周知 ・ 教職員へ自己分析支援チェックシートの配布	395	395	教育政策課
		4 性被害防止に向けた指導充実事業	・ 情報の専門家等からなる「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を県内高校、特別支援学校及び小中学校へ派遣 ・ 各学校で主体的に指導が行えるよう、「ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研修会」をオンラインで実施 ・ 電子メディアの利用方法についての啓発チラシを配付	・ 子どもの性被害防止教育キャラバン隊 141回 高校 53回 中学校 27回 小学校 51回 特別支援学校高等部 10回 ・ チラシを作成し、県内の小学5、6年生全員及び中学生全員に配付 ・ 「指導方法等研修会」をオンラインで行い、中学・高校・特別支援学校及び小学校の担当教員を中心に450名が参加 ・ 児童生徒がインターネットを安心・安全に活用する力を育てるため、「GIGAワークブック信州」を更新し、県内全小中学校及び高等学校で使えるように公開	694	1,783	心の支援課
		5 社会人権教育研修会の開催	・ 地域で人権教育・啓発を実施又は推進する方を対象に、「様々な人権課題について子どもの人権から考える」を取り上げ実施	・ 社会人権教育研修会を、5か所（東信、中信、南信、飯田、北信）で実施	648	678	心の支援課
		6 人権講師派遣事業	・ 人権課題に関する理解及び認識を深め、命の尊さを感じ得る人権教育の推進を図るため、児童生徒・教職員・保護者等を対象とした講演会を開催する学校へ講師を派遣	・ 派遣校数 87校 ・ 講演回数 102回	2,392	2,587	心の支援課

項目		事業名等		R7年度事業内容	R6年度の実績	R7当初予算額 (千円)	R6当初予算額 (千円)	担当課
		7	性に関する指導充実事業	・全県教職員を対象に専門的な指導方法の研修会開催（１回） ・全県教職員を対象にSNSの危険性や防犯についての指導法を学ぶ研修会の開催（１回） ・オンラインで、現代的な課題を扱う実践的な教職員向け研修会を開催（１回） ・オンラインで、生命（いのち）の安全教育推進のための教職員向け研修会を開催（２回） ・教育課程研究協議会や学校が行う職員研修へ外部講師を派遣（27か所） ・指導者養成のための全国研修会への教員派遣（４名）	・全県教職員を対象に基本的方法を踏まえた専門的な指導方法の研修会開催（１回） ・オンラインで、喫緊の課題を扱う教職員向け実践的な指導法研修会を開催（２回） ・オンラインで、生命（いのち）の安全教育推進のための教職員向け研修会を開催（３回） ・教育課程研究協議会や学校が行う職員研修へ外部講師を派遣（20か所） ・文部科学省研修へ教職員を派遣 ・性教育関係団体が全国を対象に開催する研修会への教職員の派遣（栃木会場へ４名派遣）	2,495	2,259	保健厚生課
子 ど も の 性 被 害 の 未 然 防 止	インターネットの適正利用	8	長野県青少年インターネット適正利用推進協議会事業	インターネットの適正利用の実行性ある取組を検討するため、官民協働組織である協議会の開催	・令和７年２月６日 WEB開催 「闇バイト」等ネットトラブルに関する講演を開催	84	149	次世代サポート課
				学校や県相談機関に寄せられた青少年のネットトラブル相談について、専門機関が助言・支援を実施	・相談件数：209件	2,064	2,063	
				地域における情報モラル向上支援事業として、保護者や地域住民が情報モラル、インターネット適正利用について学ぶ取組を支援	・「子どもの性被害予防のための取組支援事業」で実施した情報モラル教育研修会 104回 参加者16,631人	1,961	1,968	
		9	高校生インターネット適正利用推進事業	(終了)	・長野大会（10月５日 Zoomを使用した自校参加）には高校３校、15人の生徒が参加 ・オンライン開催の全国大会に長野県代表１校が参加、全国代表として選ばれた	—	232	心の支援課
		10	インターネットについてのアンケート調査の実施	(終了)	・民間団体と協力し、小中高校の児童生徒を対象に５月～６月、保護者を対象に７月に実施、10月に調査結果を公表 ・調査結果をもとにアンケートに参加した市町村教育委員会の情報交換会を開催	—	—	心の支援課
		11	P T A 指導者研修事業	・県P T A 連合会及び県高等学校P T A 連合会の研修会において情報モラルに関する研修等を実施	・義務関係：５地区７会場 参加者824人 ・高校関係：５地区５会場 参加者231人	103	175	生涯学習課
		12	生涯学習推進センター研修事業	・県生涯学習推進センターの講座において情報モラルに関する研修等を実施	・地域の教育力向上研修（子育て支援に関する講座）：４地区４会場 参加者455人	1,948	1,948	
		13	子ども安全総合対策事業	・スクールサポーター等による児童に対する情報モラル教育の実施 ・保護者に対する児童のインターネットの適正利用に係る啓発活動 ・S N Sにおいて不適切な書き込みを行った児童等に対する注意喚起を実施	・インターネットの適正利用に係る啓発活動 356回（令和６年中） ・SNSにおける不適切な書き込みに対する注意喚起 111件（令和６年中）	41,453	37,400	県警生活安全企画課

項目		事業名等	R7年度事業内容	R6年度の実績	R7当初予算額 (千円)	R6当初予算額 (千円)	担当課
子どもの性被害の未然防止	相談体制・居場所づくり	14地域・家庭における性教育の取組支援事業	・地域において個人又は団体が行う子どもの心身や性に関する相談活動等の取組を支援 ・「まちの保健室」支援事業 ・信州こどもカフェおでかけ保健室相談事業	・「まちの保健室」設置に対する支援、研修会の開催2回 ・信州こどもカフェおでかけ保健室相談事業23回、217人	198	242	次世代サポート課
		15信州こどもカフェ運営支援事業	・学習支援や食事提供等を通じて、子どもの健やかな成長を支援するため、信州こどもカフェの運営費等の補助を実施 既存団体1か所4万円～20万円以内	・信州こどもカフェ設置数 224か所	9,730	8,920	次世代サポート課
		16子ども支援センター運営事業	・子どもや保護者、学校等からの相談に対応する「子どもの総合相談窓口」の運営 ・子どもの人権侵害に関する案件について調査・審議し、問題の解決や救済を行う「子ども支援委員会」の運営	・相談件数 1428件 ・子ども支援委員会 2回開催 ・広報カード及びポスターを作成し、県内学校に配布	16,427	16,327	こども・家庭課児童相談・養育支援室
		17予期せぬ妊娠に悩む妊婦等支援事業	・乳児院が、産科医療機関、市町村等の関係機関と連携して、予期せぬ妊娠に悩む方への支援を実施	・年間2回関係者向けの研修(Web)を実施 ・県内の学校(中、高、特別支援、専門学校、大学)にカード、チラシ、ポスターを配布 ・相談実績 250件(暫定値)	6,813	6,813	
		18学校生活相談体制充実事業	・いじめや不登校など学校生活における児童生徒の様々な悩みの相談に応じるための電話等による相談窓口の設置	・学校生活相談センター、24時間対応 相談件数657件、延べ回数1,714回	15,715	14,113	心の支援課
		19LINEを活用した相談体制構築事業	・中学生・高校生の通信手段が電話からSNSに移行していることを踏まえ、いじめ・自殺防止等に向けたLINEによる相談を実施	・4月1日～3月31日の毎週水曜日の定期相談(51日) 6・10・11・2月以外の日曜日(34日) 年間85日 ・相談対応数631件	12,447	11,297	心の支援課
		20スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業	・いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、地域や専門機関等と連携して困難を抱える児童生徒を取り巻く環境を改善	・SSW41人を各教育事務所に配置 ・県SSWを17市教委(22人)へ派遣 ・支援児童生徒のうち継続支援児童生徒数 確定後報告(参考R5:956人) ・外部関係機関との連携	123,570	116,950	心の支援課
		21子ども安全総合対策事業	・スクールサポーター学校訪問の活性化 ・学校／警察相互の信頼関係構築及び情報共有に向けたスクールサポーター学校訪問の活性化	・スクールサポーター学校訪問 5,208回(R6年度)	(再掲)	(再掲)	県警生活安全企画課
		22特別支援学校の多様性に対応できる外部専門家活用事業	・特別支援学校で行う研修において、「CAPながの」等の外部専門家による研修を実施。児童生徒を性被害や虐待から守る意識とスキル、緊急介入の仕方、児童生徒との距離の取り方、非違行為防止等、児童生徒が安心して過ごせる支援や配慮点を研修。	・特別支援学校で行う研修において、外部専門家による研修を実施。児童生徒を性被害や虐待から守る意識とスキル、緊急介入の仕方、児童生徒との距離の取り方、非違行為防止等、児童生徒が安心して過ごせる支援や配慮点を研修。5校で7回の研修会実施。	69	63	特別支援教育課
		23性被害防止対策に係る施設整備等支援事業	—	障害児通所支援事業所及び障害児入所施設におけるプライバシー保護のパーテーション、カメラ等の導入経費を助成 ・補助実績:17事業所、1,164千円(R6実績)	0	14,400	障がい者支援課

項目		事業名等		R7年度事業内容	R6年度の実績	R7当初予算額 (千円)	R6当初予算額 (千円)	担当課
子どもを見守り・育てる	青少年健全育成県民運動活性化	24	将来世代応援県民会議運営補助(青少年育成事業)	・青少年健全育成の取組(信州あいさつ運動、少年の主張大会等)、県民会議の運営を支援	・あいさつ運動の実施、普及に係る啓発 ・少年の主張長野県大会実施 作品応募総数815人	789	1,115	次世代サポート課
		25	青少年サポーター設置事業	・青少年サポーターの委嘱及び研修会の開催 ・青少年育成コーディネーターの配置	・青少年サポーター 59市町村 個人登録者数:891人 団体登録者数:7団体230店舗 ・青少年サポーター研修会 1回 76人参加	3,601	3,298	
		26	子ども安全総合対策事業	・警察関係ボランティア活動等の活性化 ・青少年健全育成活動の支援、協働実施 ・長野県警察大学生ボランティアの活用と活動活性化 ・規範意識醸成活動(小学児童の防犯活動参加～わが家のセーフティリーダー、ボランティアと子どもの協働活動～地域ふれあい事業)の充実 ・街頭補導活動の強化	・少年警察ボランティア、長野県警察大学生ボランティアと連携し、各種少年の健全育成活動を実施 ・わが家のセーフティリーダーの委嘱 67校 2,895人(令和6年度) ・不良行為少年の補導 3,106人(令和6年中)	(再掲)	(再掲)	県警生活安全企画課
性被害を受けた子どもの救済	性被害を受けた子どもを支える仕組みの構築	27	性暴力被害者支援センター運営事業(支援員資質向上研修会の開催)	・性暴力被害者の心身の負担軽減・回復のため、電話相談や面接相談により被害状況やニーズを丁寧に把握し、必要に応じた支援のコーディネートを実施(産婦人科医療等) ・二次被害防止のため、支援先へ同行支援	・電話相談(24時間)、支援等を実施 新規受付件数 106 ・性暴力被害者支援センター運営懇談会の開催 1回	24,145	21,323	人権・男女共同参画課
				・性暴力被害者に適切に支援を行うため、支援員を対象に資質向上研修を実施	・研修会 5回(ケース検討会及び講演)	44	44	
		28	スクールカウンセラー事業	・児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー(公認心理師、臨床心理士等)を配置	・全ての公立小・中・義務教育学校にS Cを配置 ・各教育事務所に配置されたS Cを県立高等学校および県立特別支援学校に派遣 ・相談延べ件数29,128件	243,188	217,920	心の支援課
		29	教職員を対象とした研修等を活用した取組の推進	・教職員への指導資料の周知・徹底や対応事例の情報共有を進めるための研修会を実施	教職員への指導資料の周知・徹底や対応事例の情報共有を進めるための研修会を実施	—	—	学びの改革支援課、保健厚生課
				・教職員が性被害に関する基本的な対応などを学ぶ研修等の実施	教職員が性被害に関する基本的な対応などを学ぶ研修等を実施	—	—	
		30	子ども安全総合対策事業	・性被害に遭った少年に対する支援活動 生活・生育環境等を背景とした性被害に遭った少年について、当該少年の精神的被害回復や達成感・自己肯定感の醸成のため、被害少年や保護者への継続連絡・面接、農業体験や就学就労支援等を実施	・面接等による助言指導を実施	(再掲)	(再掲)	県警生活安全企画課
県民意識の醸成	広報・啓発活動	31	子ども安全総合対策事業	・被害情勢等の広報・啓発 地域の性被害等情勢の把握分析と各種機会・媒体を活用した情報発信の強化	・各種会議、ミニ広報誌、ケーブルテレビ等あらゆる機会・媒体を通じて犯罪情勢を広報啓発	(再掲)	(再掲)	
						515,425	488,958	

性被害者の方への相談・支援窓口

専門の支援員が、被害にあった方の気持ちに寄り添いながら、一緒に考えていきます。被害直後の相談も受け付けています。

りんどうハートながの（長野県性暴力被害者支援センター）

年齢・性別を問わず、どなたからの相談も受け付けています。（家族や友人など本人以外でも相談できます。）秘密は厳守します。いつでもお電話ください。

☎026-235-7123（相談専用電話24時間受付）

✉rindou-heart@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、時間がかかることがあります。

性別に関係なく、同意のない、対等でない、強要された性的行為はすべて性暴力です。

性暴力は著しい人権侵害です。（加害者は見知らぬ人ばかりではなく、身近な人であることもあります。）

その他の相談窓口のご案内

子どもに関する様々な悩み

◎子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応する相談窓口です。

長野県子ども支援センター（長野県県民文化部こども・家庭課）

大人用 ☎026-225-9330（日・祝日・年末年始を除く10:00～18:00）

✉kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、時間がかかることがあります。

◎児童虐待・DV（配偶者間等の暴力）に関する緊急の相談や通告、通報に応じています。

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン（長野県県民文化部こども・家庭課）

☎026-219-2413（24時間）

学校生活、いじめ など

◎いじめや不登校など、子どもの学校生活の悩みに関する相談窓口です。

学校生活相談センター（長野県教育委員会事務局心の支援課）

☎0120-0-78310（24時間）

✉gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、時間がかかることがあります。

長野県警察相談窓口

◎性犯罪に関する悩み、届出についての相談に応じています。

女性被害犯罪ダイヤルサポート110（長野県警察本部刑事捜査第一課）

☎026-234-8110（土・日・祝日を除く9:00～17:00）

◎防犯や暴力、交通に関する困りごと・悩みごとなどいろいろな相談に応じています。事件や事故に至っていないが不安や危険を感じていることなどご相談ください。

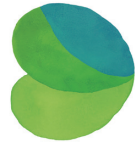
警察安全相談窓口（長野県警察本部生活安全部生活安全企画課）

☎026-233-9110 又は プッシュ回線からは＃9110（24時間）

◎非行、いじめや犯罪被害など子どもに関する悩みごとの相談に応じています。

ヤングテレホン（長野県警察本部生活安全部少年課）

☎026-232-4970（土・日・祝日を除く8:30～17:15）



しあわせ信州

■長野県子どもを性被害から守るための条例に関する問い合わせ先

長野県県民文化部次世代サポート課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

☎026-235-7210 FAX 026-235-7087 ✉jisedai@pref.nagano.lg.jp

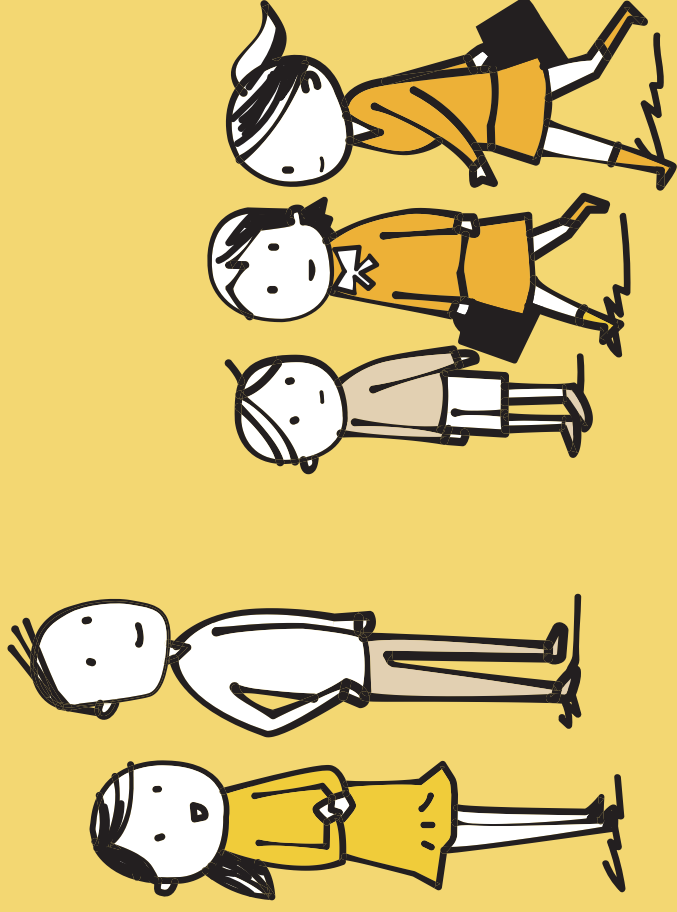
子どもを性被害から守る

検索

平成28年10月発行

長野県子どもを性被害から 守るための条例を制定しました。

子どもの健やかな成長を見守り支援することは
あなたに考えてほしい大人の責任です。



公布・施行日 平成28年7月7日

規制項目に係る規定の施行日 平成28年11月1日

長野県

長野県子どもを性被害から守るための条例は、子どもを性被害から守ることに特化した全国初の条例です

予防のための教育、被害者支援、県民運動の推進、規制により子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進するものです。

子どもは、自分らしく成長する力を持っています。子どもの力を信じ、支えていくのが大人の役割です。

県民運動

◎保護者

- ・インターネットを安全に使うために子どもと一緒に家庭のルールを話し合うように願います。
- ・子どもから性被害を受けたと相談されたら、まず大人が落ち着いて、「相談してくれてありがとう」と伝え、子どもの気持ちに添った対応を願います。被害者支援を行う専門の窓口があることも、知っておいてください。

◎事業者

- ・長野県では、「青少年に有害な社会環境排除県民運動」の推進に多くの関係業界が参加し、青少年に対する声掛けをはじめ自主的な取組を行っています。引き続き、地域における青少年を見守り育てる活動にご協力を願います。

◎県民

- ・地域社会から子どもの成長を見守り支援するという観点から、子どもを取り巻く現状に関心を持ち、子どもやその家族が悩み等を抱え孤立することのないよう支援をお願いします。
- ・人権や性、情報モラルに関する学びの機会への参加や、子どもの居場所づくりなど、学校や地域等の取組へご協力をお願いします。



子どもの性被害の防止

長野県の取組

◎予防のための教育

- 人権教育・性教育の充実
 - ・子どもの性被害防止教育キャラバン隊の高校等への派遣など、児童・生徒への教育
 - ・教員（初任者）研修に性教育を位置づけるなど、性に関する指導の充実など

- インターネットの適正な利用の推進
 - ・情報モラル向上のため、青少年インターネット適正利用推進協議会での方策の検討・実施
 - ・情報モラル向上のための中・高校生向けフリーレートの作成・配付など

- 県民運動の推進
 - ・青少年を見守り育てる活動など、地域の主体的取組への協力・支援

◎性被害者への支援

- 性暴力被害にあわれた方を支援するため公的な相談窓口を設置しました。

りんどうハートながの
(長野県性暴力被害者支援センター)

- ・専門の研修を受けた支援員が被害にあわれた方(子どもから大人まで誰でも)の支援をワンストップで行います。

◎条例による規制・罰則

子どもの性被害とは

この条例では、子ども(18歳未満の者)の性被害とは、法令により処罰の対象となる行為だけでなく、性的虐待などによる身体的又は精神的被害と幅広く定義しています。

平成28年11月1日から禁止される行為

性犯罪は、「魂の殺人」とも言われ、性被害にあった子どもは、心身共に傷つき、長期間にわたって苦しめられることもあります。また、被害者であるのに、周囲の心ない言葉でさらに傷つけられてしまうこともあります。

子どもに対する威迫等による性行為等の規制により、当該行為が子どもの成長発達を見守り、支える責任がある大人として行っていない行為であることを、県民全体の共通認識とする必要があります。

また、子どもに対しては、法規範として許されない行為であると明示することで、被害者にならないように、また将来的に加害者にならないよう教育する必要があります。

威迫等による性行為等の禁止	子どもに対する性行為等の禁止(威迫、欺き、困惑させることなどによる性行為・わいせつな行為)
	○違反した場合 2年以下の懲役または100万円以下の罰金※
深夜外出の制限	子どもに対し、威迫、欺き、困惑させることなどにより、わいせつな行為を行わせることの禁止
	自己の性的好奇心を満たす目的で、子どもに対し、性行為等を見せ、教えることの禁止
	深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に子どもを連れ出すこと等の禁止
	○違反した場合 30万円以下の罰金※
深夜外出の制限	保護者は、正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを外出させない
	深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促す
	県民は、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促す

※子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることはできません。(年齢を知らないことに過失がないときは除く)
違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては、罰則は適用しません。
違反する行為をしたとき子どもであった者についても、罰則は適用しません。

「威迫」「欺き」「困惑」とは？

- ・「威迫」とは、暴行、脅迫に至らない程度の言語、動作、態度等により、心理的威圧を加え、相手方に不安の念を抱かせることをいいます。
- ・「欺き」とは、嘘を言って相手方を錯誤に陥らせ、又は真実を隠して錯誤に陥らせる行為をいいます。
- ・「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいいます。
- ◎最終的には、構成要件の該当性、違法性、責任の有無、可罰性など総合的に判断されますが、次の事例は処罰の対象となる可能性があります。
 - 威迫事例 … 少女に、「俺は入れ墨を入れている。俺は恐いんだ」等と威迫し、性交した。
 - 欺き事例 … インターネットで知り合った少女に、自身が芸能人であると偽って興味を持たせ、性交した。
 - 困惑事例 … 居候している少女に性交を迫り、これに応じないと追い出されるかもしれないと困惑させ、性交した。